

議第50号

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年4月9日

高島市長 今 城 克 啓

---

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高島市病院事業の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第7号中「4分の1」を「2分の1」に改める。

付 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。